

## 第6回 蕨市市民参画及び協働を推進する条例制定懇談会 会議概要

1 日 時 平成24年1月21日(土) 午後2:00～午後4:00

2 会 場 中央公民館 2階集会室

3 出席者 (敬称略)

委 員：齋藤友之、玉井基義、芳野昇、鈴木兼浩、石崎甲夫、岡本和子  
植田富美子、槐島絵真、小田切豊雄、岸幸弘、戸塚涉輔

事務局：関久徳(総務部次長兼政策企画室長)、伊藤浩一(市民生活部次長兼市民活動推進室長)、小谷野賢一(政策企画室室長補佐)、島田雅也(政策企画室主査)、森本悠理(政策企画室主事)

### 4 内 容

#### 【開会】

#### 【議題】

##### (1) 条例案への意見交換

会 長：会議に先立って、前回会議録の修正があるか確認したい。

一 同：修正点がないことで了承。

事務局：前回(第5回懇談会)で配付した資料2については、条例案の第1～9条までを示したものであるが、配付したのみで議論は行われていなかった。また、今回配付した資料2は、第10～15条までを示したものである。それぞれ、内容は素案についてのこれまでの議論を踏まえて条文の形にしたものである。ですます調を用いるなど、なるべく平易な表現にするとともに、条文の中で書き切れない箇所については解説に加えており、最終形のイメージに近いものになる。本日は、そこから説明を行っていきたい。

##### ●事務局から、前回資料2及び資料2について説明。

※主な変更点や検討した箇所

##### 【第2条】

「(7) 市民公益活動団体」については、「必要ないのではないか」という議論があったため、削っている。

##### 【第3条】

「パートナー」という表現については、伝わりやすさという観点から、横文字使用の是非について議論があったが、事務局はこのまま使うのが分かりやすいと判断し、パートナーのままとしている。

##### 【第4、5条】

責務・役割・権利という表現については、これまでの懇談会の中でも特に活発な議論をいただいた部分である。そのため、最終的に責務という表現で決定した経緯については、解説で補足している。

##### 【第6条】

第2項第5号について、新たに追加している。なお、「表現が堅くて分かりにくい」と

いう意見については、他の条項と同様、可能な限り平易にした。しかし、この条項は、市民参画の対象を厳密に定めるところなので、曖昧さを排除するために分かり難い部分は残っている。解説では、例示も入れて、分かりやすくなるようにしている。

#### 【第8条】

第2項について、「色々な人の意見を聴くことは大切だが、新しく選んだ人が責任をもって取り組んでもらわないと困る」「この条文どおりだと審議会が成り立たなくなる恐れがある」という意見があった。条文については特に修正を加えていないが、この条項については、大前提として、委員の責任を担える人を選任するということがあり、その上で、解説で示すように、多様な意見の反映のために多様な人が参加するよう努める旨を示しているということで、理解いただきたい。

#### 【※】

素案の段階では、市民からの意見の対応について、「市民から意見を出された時は、速やかに市民に対して適切な対応を行うものとする」という内容で、ここに1項目あった。しかし、「市民からの意見が何を具体的に指すのか不透明である」「あらゆる意見に対応することになるが大丈夫なのか」という議論があった。事務局でもそのとおりと考えて、条項は削除した。これに伴い、以降の条数は、素案の時点から1つつ繰り上がっている。

#### 【第10条】

議論のなかで、第1項については、「協働への理解が不十分という現状を踏まえて、協働の啓発について入れるべき」「啓発を含めると、市民と市が対等な関係にもかかわらず論ずようなイメージが出る」「市民と市が同じ情報を共有して対等な関係で協議を行っていけばよい」等の様々な意見があった。これを受けて、第1項の中に「十分な協議を行う」というフレーズを入れた。また、啓発については、解説において、「協働に対する理解を深めながら」という表現を入れた。第2項については、「第2条で市民を広く定義しているにもかかわらず、市民公益活動団体と限定する必要があるのか、市民で問題ないし、その方がよい」という意見を受けて、市民公益活動団体を市民に変えている。

#### 【第12条】

市民公益活動団体について、第10条と同様の議論を踏まえて市民に置き換えている。「支援については、基金を想定しているので、条文の中で言及してもよい」という意見の一方で、「基金を恒久的に維持できるか疑問なので、解説で創設について記載した方が、条例のメンテナンスがしやすくなるのでは」という意見があったことを踏まえて、条例では明示せずに、解説で基金に触れることにした。

#### 【第13条】

条項の位置について、「コミュニティを前面に出すために、もっと前の条に入れた方がよい」という意見があった。事務局としては、「協働の担い手としてコミュニティを想定しており、第10条以降、協働の一般的なことについて述べた後、特出しをしている。そのため、今の位置が妥当と判断し、位置については変更していない。

#### 【第14条】

議論において、「検証の体制づくりが必要ではないか」「現実的に多くの自治体が体制づくり・組織作りをして何をするかという課題を抱えている」「検証の体制という見出しを、公表に変えれば問題ないのでは」という意見があった。どのように体制を作っていくかという課題もあるので、条文の表現については大きく変えず、見出しを「公

表」と改めるのみとした。体制をどのように作っていくかについては、今後の検討課題としていきたい。

会 長：前回資料の第1条から第9条については皆さんの意見が概ね反映されていると思う。ただし、第10条から第15条については、前回の懇談会で議論の対象となっていないため、本日は、基本的にはこれについて議論したいと思う。

委 員：第10条第2項について、「特性」という表現は個人が持っている能力で、市・市民に対して有益なものを生かそうという意味だとは思いますが、見た人は何を指すのか一見して分かりづらいのではないかと。

事務局：一人ひとりの市民ということでいえば、委員のおっしゃるとおりの意味である。また、市民を総体として考える場合には、解説にあるように、行政サービスの枠外で、自由な発想と行動がとれるということも踏まえている。

会 長：表現については、「特性」を用いる代わりに、解説を生かして、「自由な発想と行動でまちづくりができる」という表現にできるかもしれない。さらに短くするならば、「市は、市民の自由な発想をまちづくりに活かす」というあっさりした表現にできるかもしれない。ただし、自由な発想と行動をまちづくりに活かせるのかという疑問はある。

委 員：確かにそこは引っかかる。そのような表現にすると、何でもありになってしまうので、これだけだと協働にならない。

会 長：例えば、「能力」という表現に変えたとしても、市民に能力がない人がいるのか、能力とわざわざ言う必要があるのかという問題が出てくる。

委 員：特性という表現は、「地域が持つ特性」というように一般的に使われている。「自由な発想」としなくても、条文で用いる表現としてこのままで特に問題はないと思う。

委 員：あえて言い換えるなら「市民が持つ諸々の多様性」という表現も考えられる。

委 員：発想は自由でよいが、町会など特性を持った団体が、責務を持って自由な行動を取っていくことが最も重要になる。そのため、解説については、発想と行動が並んでいる現行の表現でよいと思う。

委 員：ただ、市民の定義は蕨を利用する人も含めているので、蕨市民の特性ということになると、市民公益活動団体が有する団体の特性とはまた異なるのではないだろうか。

事務局：君津市の例を見ると、市民の特性について、「市の執行機関は市民等が持つ専門性・地域性・創造性・柔軟性等の特徴をまちづくりに十分活かすところができるように」という表現を用いている。

委 員：その説明なら特性は明らかになっている。

会 長：第10条についての議論をまとめると、条項についてはこのままとする。解説については、「自由な行動」という表現は、市民が責務を持ってあるいは自覚的に行動することが非常に重要となるので、そのような表現を加えたいうえで残すことにする。「自由な発想」という表現は、繋がり・分かりやすさを考慮したうえで、今の事例にあった表現などで置き換えてもらうということはどうだろうか。

一 同：了承。

委員：第10条第2項の解説の括弧内に「あらゆる団体」とある。あくまで、合法的な団体を想定していると思うが、組組織のような非合法的な団体が、自分たちが含まれると認識してしまう恐れはないだろうか。

会長：反社会的団体は想定しないというのが大前提になる。

委員：蕨市では、埼玉県が制定した暴力団排除条例も適用されており、それで排除できると思うので大丈夫だろう。

委員：市民の後に入っている括弧書きはどのような意図なのか。

会長：第2条の定義に沿う形で、個人だけではなく、組織も含まれることを改めて示す意図で、括弧書きをしたのだと思う。もちろん括弧を取っても、読み手が忘れない限り成立はする。なお、反社会的団体については、含まれないとするのが通常の解釈とは思いますが、疑念を晴らすために、定義の解説に「反社会的団体は認めない」という一節をあらかじめ入れておくことも考えられる。

委員：第13条のコミュニティ活動については、今までは自主的に参加していたが、今後、自主的に活動を行うかということになると難しい面が出てくる。そのため、アバウトではなくて明確な表現にしたほうがよいのではないか。

会長：市民だけではなくて、蕨の特徴であるコミュニティを、一つの協働する主体として特出しで示しているのがこの条項になる。今の懸念については、蕨市民がコミュニティ活動と聞いてすぐに思いつくものがあればこのままでよいと思うが、そのようなものがないのならば解説で例示すればよいと思う。

副会長：蕨のコミュニティは歴史があるが、参加者が固定し、転入者が入らないなどマンネリ化している。このような条例を作ることで、活動を重点的に行き、多少なりとも活発になればということで、前の位置に持ってきてほしいと考えていた。コミュニティについては、市全体で見直さなければいけない時期にきているが、基礎はできているので、条例制定をきっかけに盛り上がりたえればよいと思う。

委員：コミュニティの推進を尊重していくことは確かに大切である。しかし、蕨は集合住宅が多く、都市化されている。大きなマンションには、町会の他に自治会があり、それでいきなりコミュニティ活動に出てほしいといっても無理がある。また、共働きの世帯も多く、子育ての状況が我々の時代とは異なっている。時代は変わってきており、このような現状を踏まえると、協働でのまちづくりに次世代が参加するためには、できる範囲で参加できるようにしないといけない。なお、まちづくりに参画する以上は、責任を持って行うことが大切である。今の世代は、命令されることこそ嫌うが、パソコンの技術を持っており、空いている時間で構わないと言うと、責任を持って活動してくれる。そうした次世代を大事にすることを出発点として、まちづくりを行うことが大切だと思う。

副会長：この問題については、コミュニティ運営協議会を中心に、見直しについて、力を入れて図っていきたいと考えている。

会長：蕨市の条例として地域の特性を反映させるためには、自分の生活のレベルで参加できる何らかのコミュニティ単位での活動に、参加できる人は参加しようということになると思う。災害時に助けてくれるのは隣近所しかないことが、東日本大震災でも明らかになった。空理空論と思われていたコミュニティがそうではないことに気づいてもらうことが大切で、実際に参加するかしないかは次の話になる。

会 長：第13条第1項・第2項の「ともに」以降の表現については、第4条第1項・第5条第2項とそれぞれ似たような表現になっている。コミュニティ活動の後に市全域の大きなレベルの話が書かれているため、表現を変えた方が両者の棲み分けができると思う。具体的には、第1項を「コミュニティ活動に積極的・自主的にかかわるよう努めます」とし、第2項は「コミュニティ活動を尊重し、なおかつ支援します」としてはどうだろうか。あるいは現行の表現を生かすなら、「地域」を「コミュニティ」に置き換えることも考えられる。これにより、もっとも身近なコミュニティに参加することが市民の一つの責務と考えられ、タイトルの「コミュニティ活動の推進」にも合うのではないか。いずれの変更も、大きな問題はないと思う。

委 員：コミュニティについては、第4条（市民の責務）と第5条（市の責務）の間に持ってくると繋がりがよくなるのではないだろうか。

会 長：コミュニティ活動の推進を責務というレベルで考えると、1つのアイデアだとは思いますが、しかし、コミュニティを協働する担い手という意味で今の場所に置きたいというのが事務局の説明だったので、それを生かすためにはこの場所しかないのではないかと思います。

委 員：第13条第1項は、「快適な暮らしの実現のため」とあるが、市民がコミュニティ活動に協力することで快適な暮らしになるかという点、逆に辛くなってしまうのが実情だと思う。仕事や学校があるにもかかわらず、コミュニティ活動に関わってしまうと、町会の会合など色々な活動が紐付きで増えてしまう。快適な暮らしとははたして何だろうか？

会 長：蕨市民の働くスタイルは、昔のように近場ではなく都内が多くなっている。そのため、従来のコミュニティを前提に考えると、活動が苦でしかないのは当然だと思う。しかし、それを否定しても今更どうなるだろうか。町内会の活動・交流がない、人との挨拶ができないまちができると治安が悪くなるという現実がある。コミュニティの快適の度合いを測定するのは難しいが、理想は掲げるしかない。快適さについては個人で判断するしかないが、絶対的に共通するのは治安になると思う。

委 員：コミュニティ活動に付随する市の充て職に関しては、活動時間が一番の不満である。ある活動は、役員会が月4回、朝の10時から12時に開かれるが、ほんの2、3日前に手紙1枚で市役所から開催通知がくる。これでは、仕事を持っている人は到底出られない。そうしたことが重なると、次世代で参加する人がいなくなってしまう。コミュニティ活動が悪いのではなく、時代に合わせて、多くの人が出られる状況を市職員も考えないといけないと思う。

会 長：この懇談会は、コミュニティの運営の方策を考えることが目的ではないが、やり方の問題になると思う。コミュニティを1つの協働の主体とすると、多くの場合は身近な所にしか参加できず、自分の生活実態と違うところに参加することはありえない。そのため、これからのコミュニティは、その地域にいけば挨拶があり、生活の中にあるのが当たり前で安心というのが良さになるだろう。それにより、行政サービスが減っていくことに繋がっていくと思う。

委員：防犯については、町会が頑張っていて成果を上げている事実がある。コミュニティはそうした活動を行っており入りやすい環境であるというニュアンスを出すため、「快適な暮らし」ではなく、「安心なまち」という表現にしてはどうだろうか。

委員：コミュニティ活動が非常に後退していることは確かだと思う。これは、蕨の特性である共同住宅が多いことが一つの原因と考えられるため、ここでコミュニティ活動の推進を強調するのはよいと思う。なお、条文の文言が西宮市とほとんど同じため、もしかすると、西宮市にも都市化により蕨市と同様の問題があるのかもしれない。

副会長：蕨では、マンションの自治体の活動自体はすごいが、その活動が市に協力するような方向ではない。それをどう引き込むかが重要だが、なかなか難しい。

会長：第13条についての議論をまとめると、コミュニティ活動がこれからも重要になることは間違いないので、条項としては残しておく。ただし、「快適な」という表現が適切かどうかには検討の余地がある。しかし、他に適当な表現も見つからないので、代わりとなる表現の検討について事務局に一任するというところでどうだろうか。

一同：了承。

委員：第14条・第15条は必要だろうか。他団体の条文を見ると、推進・検証体制があるので条例の見直しをすくなっている。しかし、第14条については、公表するのは市の役割なので、ここで高らかに掲げなくても公表はされると思う。また、第15条については、いつ条例を見直すかが規定されておらず、社会情勢により参画と協働がどう変わるかも分からないので、どのように見直しがされるかがはっきりしない。

会長：国による住民投票の法改正により、再来年にはこの条例の見直しが必要になる可能性が高い。事業提案の仕組みについても、時によっては変わる可能性がある。他の部分は大きく変わることはないだろうが、条例の見直し規定をおかないと、新規の条例を作る必要が生じて、自然消滅になってしまう。

委員：条例自体には議会で議決権があり、法が変わっても、基本的に条例の一部改正で乗り切れると思う。見直し規定がない他の条例も法が変われば改正されることを考えると、この条例も、自治法や手続きが変わった段階で第15条の有無にかかわらず見直されるはずである。他団体では、検証の結果を踏まえて実情に合った形で見直すあるいは5年程度で見直す旨を示しているなのでこの項目は必要になると思う。しかし、法が変われば見直せることを考えると、第14条・第15条が必要か疑問である。

会長：第14条については、前段で市民への情報提供を行うことを示しているなので、それを条文で定めて行政自体を規定し、民主行政・市民参画・協働を促すという目的で、あってよいと思う。これがなければ情報の公開についてどこで定めるのかという疑問が出る恐れがある。第15条については、自治体の条例は、国の法律と違い、生活する市民の意思を反映したルールに変えていく必要があり、特に市民参画・協働の条例の場合は、それができるだけ多く行われるほうがよい。そう考えると、当たり前のことを謳った条項ではあるが、市民参画・協働という原理

を自治体を守る市民本位のルールにすることを示しているのです、あった方が美しいと思う。他団体の条文と同じ文言があっても、皆さんが意見を言うことで魂が入る。

委員：他団体と異なり、条例を見直すときに市民の意見を聞くというのが条例化の目的であり、見直しを行う場合に市民参画を行う行政の決意を示した条項ということで理解した。

委員：話が戻るが、第13条について、コミュニティ活動に参加すると充て職が増えるから面倒という話があった。しかし、その考え方を取り払わないとコミュニティ活動が後退してしまう。そのために、活動内容や誰でも気軽に参加できることを、分かりやすい言葉で条文の中で表現できないだろうか。

会長：それはコミュニティ自らが考えることで、行政がやらないから、条文にないから駄目となると、依存心が生じて自治ではなくなってしまう。根本的には、コミュニティで盛んに意見を交わすことが大切になってくる。

委員：その意見交換についてアピールできないだろうか。

会長：この条例はアピールする場ではなく、そのためのルールを作る場所になる。何とか、コミュニティ自らでよい方策を考えてほしいと思う。

委員：第15条について、この条例の精神とは具体的に何を指すのか。

会長：条例の前文・目的にあたる。精神は参画・協働を守る部分になるので、解説で説明を補足した方がよいだろう。

## (2) 条例前文について

会長：次に、資料1「前文修正案」について、事務局から説明のうえ、議論を行いたい。

### ●事務局から、資料1について説明。

事務局：前回懇談会で前文案に寄せられた意見について、対応ができる部分は前文の中で可能な限り反映した。また、前文の限られた文章の中で対応しきれなかった部分については、解説で対応した。

会長：話は戻るが、1つのアイデアとして、第13条の「快適な暮らし」については、前文の解説にある「住み良いまちの実現のため」という柔らかい言葉に変えてもよいかもしれない。さて、前文について何か意見はあるか。

委員：第1段落に「成年式や機まつり」とあるが、機まつりと宿場まつりは昔から蕨の2大まつりとして定着しているので、「成年式や2大まつり（機まつり・宿場まつり）」としてはどうだろうか。また、第5段落に「生きがいを感じ」とあるが、感じるのが生きがいだけということに違和感がある。蕨の特色を出しているところなので、他の言葉も入れた方がよいと思う。最後に、第3段落においては、コミュニティが2つの意味で使われているが、後段については、コミュニティを用いるのではなく、代わりに「特定の分野や課題をテーマとして集ったサークルや団体」としてはどうだろうか。

委員：第4段落の「まちを築き上げるためには、全ての市民が」の「ためには」という表現は強制的なニュアンスが強いように思えるので、「は」をとって、「ために」という表現にした方がよいのではないかと。

委員：第4段落に「誇りに思える」とあるが、誇りは思うものなのか。「誇れる」が正しい表現ではないのか。

会長：文法上は、どちらでも日本語として成り立つ。なお、「誇れる」には客観的なニュアンスが出てくるため、「誇れる」を用いている第1段落の蕨の行事については、蕨が誇れる行事が何かを考えて決めればよいと思う。

委員：ふと思いついたが、第13条の「快適な暮らし」については、「元気な」という表現を用いてもよいのではないかと。

委員：NPOについては、Non Profit Organization という略称で「特定非営利活動法人」という意味になるが、条文の中でもそのことについて、特に説明がない。はたして一般的に理解されているかが気になる。

会長：解説を入れるとしたら、前文ではなく、個別の条文の解説しかないだろう。あるいは、第3段落について「自主的なサークルなど」として、NPOを削除することも考えられる。

事務局：NPOを削除した文章も検討したが、「特定の分野や課題をテーマとして集ったコミュニティ」が何かという疑問も生じたため、NPOを例示として入れる現行の形に落ち着いた経緯がある。

委員：第2段落に「伝統ある郷土の歴史を大切に」とあるが、そこに文化を加えてほしい。

会長：これは入れてもよいと思う。

委員：第3段落において、サークルやNPOが同列になっているのが気になる。

会長：これは同列になる。確かに両者の活動実態は異なるが、組織を分ける際の考え方として、包括的ではない特定分野を中心とした活動という点では共通している。

会長：「蕨のまちづくりの担い手として様々な活動が行われています」という内容が分かればよいと考え、NPOに配慮せず、町会だけでなく、色々な団体が生まれて活動を行っていることを上手く示せないだろうか。あるいは、第3段落を削って、第2段落の「進めてきました」の後に1行程度でまとめることも可能だと思う。

委員：蕨市の特徴である、利便性があるコンパクトな市でコミュニティが身近に形成されているため、市民参画・協働が行いやすいというのを上手く表現する方法はないだろうか。

会長：ぼんやりとしてはいるが、民と公がふれあえることを示している「ふれあいにあふれた生活のまち」という表現で読み替えるしかないだろう。

委員：条例の見直しの際には、前文も見直しの対象になるのか。前文に「新たに」などの時事的な表現があるのが気になった。

会 長：これは、条例制定当時の状況を示す表現ということで構わないのではないかと。

会 長：時間も限られているが他に意見はあるか。

会 長：なお、提案事業、住民投票などについては、この条例の中で細かく内容を規定していないため、他の条例や規則、要綱で細かい内容を別に定める必要がある。そのため、現段階では、条文の中に示されていないが、委任条項として、「〇〇については別に定める」というような条文を最終的には入れる必要が出てくると思う。これについては、皆さんに了承いただきたい。

一 同：異議なし。

### (3) 次回会議の開催日程について

- ・次回については、平成24年2月18日(土)午後2時から開催と決定。
- ・おおよそ意見が出揃うようなら、次回で懇談会を終了することを予定。

#### ●事務局から意見交換会について説明。

事務局：第1回懇談会において、条例案の検討過程のいずれかの段階で、懇談会のメンバー以外から広く意見を募るため、市民に公開して中間報告会を行う予定であることを申し上げた。皆さんにたくさんの議論をいただいた結果、条文についてある程度の形はできてきている。そのため、議論経過を説明する中間報告ではなく、案が出来上がった段階でのパブリック・コメントの実施に並行して、案について説明のうえ、集まった皆さんから意見を活発にいただく意見交換会を開催することを検討している。なお、意見交換会の開催時期は年度明けの5月頃を想定している。

会 長：経過説明を行う中間報告会ではなく、できあがった案について参加者の間で意見のやり取りをする意見交換会を想定しているということでした。